

ノ部ノ評定官ニ專理ヲ命スルコトヲ得
專理評定官ハ口頭審問ヲ爲ス前及合議ノ
際部長及他ノ評定官ニ對シ訴訟ノ事實證
憑及爭點ニ付説明ヲ爲スヘシ

第七條 判決ハ審問終結シタル期日又ハ其
ノ期日ヨリ十四日内ニ之ヲ言渡スヘシ

第八條 裁判長行政裁判法第三十八條第二
項ノ場合ニ於テ科罰ヲ言渡シタルトキハ
書記ヲシテ訴訟記録ニ之ヲ記入セシム

第九條 行政裁判所ノ總會ハ評定官總員ノ
三分ノ二以上出席スルニ非サレハ決議ヲ
爲スコトヲ得ス

總會ノ決議ハ出席評定官ノ過半數ニ依ル
可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條 總會ハ長官之ヲ召集ス
長官ハ總會ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條第一項ノ規
定ヲ準用ス

第十一條 合議ノ際各評定官意見ヲ述フル
ノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判

長ヲ終トス官等同シキトキハ年少ノ者ヲ
始トシ專理ヲ命シタル事件ニ付テハ專理

評定官ヲ始トス

第十二條 評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自
己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 法規ノ解釋ヲ一定シ又ハ判例ヲ
變更スル必要アリト認ムルトキハ長官之
ヲ總會ノ議ニ付ス

第十四條 書類ノ送達ハ使丁若ハ郵便ヲ以
テシ又ハ通常裁判所ニ嘱託シテ之ヲ爲ス

第十五條 行政裁判所ハ其ノ職權ニ屬スル
事項ニ付告示ヲ發スルコトヲ得

第十六條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項
ハ長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行政裁判所處務規程及明治三十四年勅令第

七十二號ハ之ヲ廢止ス

● 行政裁判所評定官及書記員

明治二十三年六月三十日勅令第百十一號

● 行政裁判所長官評定官懲戒

明治三十二年七月二十九日勅令第三百五十四號

● 行政裁判所書記ハ行政裁判所長官評 定官ニ從事ス

明治三十二年七月二十九日勅令第三百五十四號

改正 明治三十二年第三五五號、四十一年第一
二九號、四三年第一一五號
大正二年第一三四號、三年第二四七號五年
第一二五號、七年第一四二號、一三年第三
八九號

(總理大臣) 段行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及
職務ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 行政裁判所評定官ノ定員ハ專任十
人トス

第二條 行政裁判所書記ハ行政裁判法其他
法律勅令ニ於テ特定シタル事務ヲ取扱フ

第三條 行政裁判所書記ハ往復會計記錄其
他庶務ニ從事ス

第四條 行政裁判所書記ハ行政裁判所長官
ノ命令ニ從フ

第五條 行政裁判所長官評定官懲戒

明治三十二年七月二十九日勅令第三百五十四號

第六條 行政裁判所書記五人ヲ置キ内三
人ハ文官高等懲戒委員會書記ヲ以テ之ニ
充テ二人ハ大審院書記ノ中ヨリ裁判長之
ヲ命ス

第七條 文官懲戒令第十二條及第十三條
ノ規定ハ之ヲ本令ニ準用ス

第八條 懲戒裁判所ニ裁判長一人裁判官六
人豫備裁判官六人ヲ置ク

裁判長ハ文官高等懲戒委員長、裁判官ハ
文官高等懲戒委員、豫備裁判官ハ文官高
等懲戒豫備委員ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 懲戒裁判所ニ檢察官一人ヲ置ク
檢察官ハ勅任檢事ノ中ヨリ内閣總理大臣

定官懲戒令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理大臣) (總理大臣)

行政裁判所長官評定官懲戒令

第一章 總則

第一條 行政裁判所長官評定官左ニ記載シ
タル行爲アリタルトキハ懲戒裁判所ノ判
決ニ依リ懲戒ノ處分ヲ受クヘシ

一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠
リタルトキ

二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威儀又
ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

ハ被告所犯ノ情狀ト平生ノ行狀ヲ斟酌ス
ルコトヲ要ス

第五條 減俸ハ一月以上一年以下年俸月割

一 謙責

二 減俸

三 免官

第四條 懲戒裁判所懲戒ノ適用ヲ定ムルニ
ハ被告所犯ノ情狀ト平生ノ行狀ヲ斟酌ス
ルコトヲ要ス

第五條 減俸ハ一月以上一年以下年俸月割

チ得ス

第十五條 開始決定ニハ懲戒スヘキ所爲及證據ヲ開示スヘシ

第十六條 開始決定ハ検察官及被告ニ送達スヘシ

第十七條 懲戒裁判所ハ直ニ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ下調ニ付スルノ決定ヲ爲スヘシ

第十八條 懲戒裁判所下調ニ付スルノ決定ヲ爲シタルトキハ裁判長ハ裁判官ニ其ノ下調ニ付スル決定ハ検察官及被告ニ送達スヘシ

第十九條 被告下調ニ關スル呼出ヲ受ケタスヘシ

第二十條 受命裁判官下調ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ證據ヲ懲戒裁判所ニ差出スヘシ

第二十一條 受命裁判官ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ

受命裁判官ハ證人訊問其ノ他證據集取ヲ通常裁判所ノ判事ニ嘱託スルコトヲ得

受命裁判官證據ヲ集取スルニ付テハ刑事訴訟ニ於ケル豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス但シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 懲戒裁判所ハ検察官及被告ニ送達スヘシ

第二十三條 口頭辯論ノ開始ハ裁判長之ヲ定メタルトキハ之ヲ検察官ニ通知シ被告ヲ呼出スヘシ

第二十四條 被告ハ書面ヲ以テ辯論スルコトヲ得

ルトキハ代理人ヲシテ代理セシムルコトヲ得但シ受命裁判官若ハ受託判事ニ於テ本人ノ出頭ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 受命裁判官下調ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ證據ヲ懲戒裁判所ニ差出スヘシ

第二十一條 受命裁判官ハ下調ノ補充ヲ命スルコトヲ得

受命裁判官ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ

受命裁判官ハ證人訊問其ノ他證據集取ヲ通常裁判所ノ判事ニ嘱託スルコトヲ得

受命裁判官證據ヲ集取スルニ付テハ刑事訴訟ニ於ケル豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス但シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 懲戒裁判所ハ検察官及被告ニ送達スヘシ

第二十三條 口頭辯論ノ開始ハ裁判長之ヲ定メタルトキハ之ヲ検察官ニ通知シ被告ヲ呼出スヘシ

第二十四條 被告ハ書面ヲ以テ辯論スルコトヲ得

裁判長ハ先ツ被告ヲ審訊シ次テ證據調査ヲ得シ検察官及被告ヲシテ辯論ヲ爲サシメ本人ノ出頭ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 懲戒裁判所ハ被告若ハ検察官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更ニ證據ヲ提出セシムルコトヲ適當ナリトスルトキハ之カ爲必要ナル命令ヲ發シ且口頭辯論スルコトヲ得

第二十六條 懲戒裁判所ハ事件ノ辯論既ニ前二項ニ依リ直ニ判決スルコト能ハサルトキハ七日以内ニ判決ヲ爲シ之ヲ検察官充份ナリトスルトキハ之ヲ終結シ直ニ判決シテ之ヲ言渡スヘシ

第二十七條 裁判官ノ忌避回避評議及證據ノ判斷ニ關シテハ裁判所構成法及刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十八條 懲戒裁判所判決ヲ爲シタルトキハ検察官ヨリ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣及行政裁判所長官ニ報告スヘシ

第二十九條 懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス若ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 證人トシテ懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ呼出サレタル者爲證ナ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲

第三十一條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三十二條 本令ハ明治三十二年八月一日ヨリ施行ス

第三十三條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三十四條 本令ハ明治三十二年八月一日ヨリ施行ス

第三十五條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三十六條 本令ハ明治三十二年八月一日ヨリ施行ス

第三十七條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三十八條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三十九條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第四十條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追ス

至ラサル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

六 地方警察ニ關スル事件

其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ

國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ

第三條 各省大臣ノ處分ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ

第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス

第四條 裁判所ノ裁決各省ノ裁決及第二條

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹謗ニ涉ルモノハ之ヲ受理

前項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ判決ニ

附錄 關係法令集 第一類 一般法

附 錄

一〇四

コトヲ得

コトヲ得

ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ルマテ執行ナ停止ス

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政

使用料及手數料ノ徵收並夫役及現品ノ賦課ニ關シテモ亦第一項及第三項ノ例ニ依ル

本條ノ決定ニ關シテハ府縣知事、其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員又ハ市町村吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百六條 府縣稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該行政廳ハ日出ヨリ日沒

マテノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

府縣稅、使用料、手數料、夫役又ハ現品ニ代フル金錢、過料其ノ他ノ府縣ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

急迫ノ場合ニ於テ夫役又ハ現品ノ賦課ヲ

受ケタル者其ノ履行ヲ爲ササルトキハ更ニ之ヲ金額ニ換算シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限マテニ完納セサルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ處分スヘシ

第二項及第三項ニ規定スル府縣ノ徵收金ノ先取特權ノ順位ハ國ノ徵收金ニ次クモノトス

府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員カ第

四項ノ規定ニ依リ爲シタル處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ

府縣知事ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ規定ニ依ル處分ニ係ル差押物件

ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ルマテ執行ナ停止ス

律勅令中別段ノ規定ヲ準用ス但シ府縣組合ニ

ハ參事會ヲ置カス其ノ權限ニ屬スヘキ事項ハ組合事務ヲ管理スル府縣知事之ヲ行

第一百二十八條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分ヲ受ケ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分ヲ受ケ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ第八十二條第

二項ノ規定ニ依リ告示ヲ爲シタル場合ニ於テハ告示ノ日ヲ以テ處分ヲ受ケタル日ト看做ス

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ起

算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ

訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限超過後ニ於テモ宥恕ス

ヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理

スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理

由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止

セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之

ヲ停止スルコトヲ得

第一百二十九條 異議ノ決定ハ本法中

別二期間ヲ定メタルモノヲ除ク外其ノ決

定ニ付セラレタル日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ裁決スヘシ

●府縣制施行令

大正十五年六月二十四日勅令第二百號

改正 昭和二年第三六號

附錄 關保法令集 第三類 特別法(二)

一〇五

● 北海道地方費法

明治三十四年三月二十八日

法律第三號

改正 大正十五年第七七號

第八條ノ三 府縣制第七十五條乃至第七十
七條、第八十條、第八十一條、第八十八條
乃至第一百一條、第百三條第二項乃至第五
項、第百十六條第二項乃至第九項、第百十
七條乃至第百二十六條、第百二十七條乃
至第百三十條、第百三十二條乃至第一百三
十六條、第一百四十二条及第一百四十四條ノ
規定ハ之ヲ準用ス

● 市制

明治四十四年四月七日

改正 大正一〇年第五八號、一一年第五六
號、一五年第七四號

第五條 市ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事
會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル市町村
ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ
爭論ナキトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ
決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町
村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

一 病病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サ
ル者

三 年齢六十年以上ノ者

四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得
サル者五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參事
員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ
任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由
アリト認ムル者

第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ
之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係市町村
ニ交付スヘシ

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ
法人トス其ノ財產及營造物ニ關スル事務
其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理
ス

法人事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理
ス

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府
縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理
ス

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府
縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理
ス

第一項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行テ
アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決
ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スル
コトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行テ
アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決
ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スル
コトヲ得

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長
ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者
ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ
提起スルコトヲ得

第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名
譽職ニ選舉セラル權利ヲ有シ市ノ名譽
職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一一該當セサル者ニシテ名譽
職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其
ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一
年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止スル
コトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行テ
停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長
ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者
ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ
提起スルコトヲ得

市長(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テ)ニ
申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長
ハ縱覽期間滿了後三日以内ニ之ヲ市會ノ
決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタ
ル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ
訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服
アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長
ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十六條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ
關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉
ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十二條第一
項又ハ第三十四條第二項ノ告示ノ日ヨリ
七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ市長ハ七日以内ニ市會
ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケ
タル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ
一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選

附錄 關係法令集 第三類 特別法(二)

訴願スルコトヲ得
府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異
議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十二條
第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以
シテハ第三十二條第一項又ハ第三十四條
第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以
内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコト
ヲ得
前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付
為シタル異議ノ申立及市會ノ決定ハ無效
トス

第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ裁
決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル
コトヲ得
第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願ヲ
提起スルコトヲ得
第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定
ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ
提起スルコトヲ得

第二十條、第三十三條又ハ第三十七條第
一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選

認ムルトキハ之ヲ市會ノ決定ニ付スヘシ

市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十六條第九項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第九十條市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシ▲ヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ

之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ裁決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市長市會又ハ市參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市會又ハ市參事會ノ議決公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ

前項ノ裁決ニ不服アルトキハ市長市會又ハ市參事會ノ議決ヲ請フコトヲ得

市參事會成立セサルトキ又ハ第七十條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ議決スヘキ事件ニ付スルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ

附 錄

一一〇

第一項及前項ノ規定ハ使用料手數料及加入金ノ徵収並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百三十一條 市稅、使用料、手數料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵収スルコトヲ得

滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令

ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵収金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第一百四十六條 區會議員ハ市ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ市條例中ニ之ヲ規定シ

區會議員ノ選舉ニ付テハ市會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被

選舉權ノ有無ノ決定ハ市會ニ於テ之ヲ爲スヘシ
區會ニ關シテハ市會ニ關スル規定ヲ準用ス

第一百五十五條 第百四十九條第一項第百五十條第一項第百五十一條第一項第百五十二條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アルトキハ市町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル市町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アルトキハ市町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ニ付セバシ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

●町村制 明治四十四年四月七日
法律第六十九號

前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 改正 大正一〇年第五九號、五年第七五號町村ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第一百六十條 第一百六十條ノ二 異議ノ決定ハ本法中別ニ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ二十一日起算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕ス

附 錄

一一一

左ノ名號ノ一二該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其

ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ町村ハ一年以上四年以下其ノ町村公民權ヲ停止

スルコトヲ得

一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者

三 年齢六十年以上ノ者

四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五 四年以上名譽職町村吏員町會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間チ經過セサル者

六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ

停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ

於チ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ町

村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ町村長ハ縱覽期間滿了後三日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ

訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第二十九條第一

項又ハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ

町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ

訴願スルコトヲ得

第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、當選ニ關シテハ第二十九條第一項又ハ第三十一

條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付

爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス

第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クトリト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セシシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル

町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ牧支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長

第一項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟スルコトヲ得

ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項若ハ前項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉ヲ提起スルコトヲ得

第二項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉ヲ提起スルコトヲ得

ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟スルコトヲ得

第二項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉ヲ提起スルコトヲ得

又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴訟ノ棄屬スル間之ヲ行フコトヲ得ス

町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十五條 町村會議員被選舉權ヲ有セサル者ニアルトキ又ハ第二十九條第五項ニ掲タル者ナルトキ又ハ第二十九條第五項ニ掲タル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第二十九條第五項ニ掲タル者ニ該當スルヤ否ハ町村會議員カ左ノ各號ノ一二該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セサル場合ヲ除クノ外町村會之ヲ決定ス

一 禁治產者又ハ準禁治產者ト爲リタル

ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ナ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府縣知事ノ處分ヲ請フヘシ

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七十五條 町村會成立セサルトキ又ハ第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開ク

コト能ハサルトキハ町村長ハ府縣知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スヘキ事件ヲ處置スルコトヲ得

第七十六條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セサルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七十七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス

前二項ノ規定ニ依ル裁決及裁決ニ付テハコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

準用ス

附錄 關保法合集 第三類 特別法(一)

一一五

前項ノ決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附錄

用ル規定ヲ準ス

用ル規定ヲ準ス 第百三十五條 第百二十九條第一項及第二項
條第一項及第二項第一項及第二項第一百三十三條第一項竝
前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分
ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣
ニ訴願スルコトヲ得
組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト
記ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三
月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲
スコトヲ得
前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ
管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ
付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ府縣
參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁
決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得
前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者
ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百三十六條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ニ關スル規定ヲ準用ス

第一百三十九條 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第一百四十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限経過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ
申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政職ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得
第百四十條ノ二 異議ノ決定ハ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ
府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ
第百四十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セタルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得
町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス

●市制町村制施行令

勒令第二百一號

前二項ノ處分ニ不服ト心時林又ノ時林ト
其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得

●市制町村制施行令

大正十五年六月二十四日
勅令第二百一號

改正 昭和二年第三八號

第五章 市町村吏員ノ賠償責任及身

シムベシ區收入役、區副收入役又ハ區收
入役代理者ニ付亦同シ

第三十五條 市町村吏員其ノ執務上必要ナ
ル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ怠慢ニ因リ
之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ
期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ

ノ一部ニ之ヲ準用ス
第八章 市制第六條ノ市ノ區
第六十五條 區會ノ組織及區會議員ノ選舉
ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノノ外市制
第十三條、第十七條及第二十條乃至第三
十九條竝ニ本令第七條乃至第二十條ノ規

三條市町村吏員

第三十三條 市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル
現金、證券其ノ他ノ財產ヲ亡失又ハ毀損

ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判

定ノ準用ニ依ル市條例ノ設定ニ付テハ市
ハ區會ノ意見ヲ徵スベク市制第三十二條
及第三十一条ノ規定ノ準用ニ依レ報告シ

附錄 關保法令集 第三類 特別法(二)

附錄

110

職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其
ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ町村ハ
町村會ノ議決ヲ經テ一年以上四年以下其
ノ町村民權ヲ停止スルコトヲ得
一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者
二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得
ザル者
三 年齢六十年以上ノ者
四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ
得ザル者
五 四年以上名譽職町村吏員町村會議員
又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ
期間ヲ經過セザル者
六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理
由アリト認ムル者
前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服
アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁
決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得
第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ
停止ス

第四十五條 町村會議員被選舉權ヲ有セザ
ル者ナルトキ又ハ第三十九條第五項ニ掲
ケル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選
舉權ノ有無又ハ第三十九條第五項ニ掲ケ
ル者ニ該當スルヤ否ハ町村會議員ガ左ノ
各號ノ一二該當スルニ因リ被選舉權ヲ有
セザル場合ヲ除クノ外町村會之ヲ決定ス
一 禁治產者又ハ準禁治產者ト爲リタル
トキ
二 破產者ト爲リタルトキ
三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ
處セラレタルトキ

町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セザル者又ハ第三十九條第五項ニ掲タル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スペシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スペシ
第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第四十三條第九項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スペシ
第七十八條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ超エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官體ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之

チ再議ニ付シ又ハ再選舉ナ行ハシムベシ
其ノ執行ナ要スルモノニ在リテハ之ヲ停
止スペシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ裁決ヲ改メ
ザルトキハ町村長ハ北海道參事會ノ裁決
ヲ請フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ再
議ニ付セズシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得
監督官廳ハ第一項ノ裁決又ハ選舉ヲ取消
スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル北海道廳支廳長ノ處分
ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參
事會ニ訴願スルコトヲ得其ノ裁決若ハ第
二項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依ル北海道
廳長官ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村
會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳
長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支
ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長
ヘ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ

第三項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ
町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第十九條 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ
異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ町村長
ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町
村長ハ縱覽期間滿了後十日以内ニ之ヲ決
定シ其ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修
正シ且其ノ要領ヲ告示スペシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ北海道參事會
ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁
判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町
村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第四十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ
關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉
ノ日ヨリ、當選ニ關シテハ第三十九條第
一項又ハ第四十一條第二項ノ告示ノ日ヨ
リ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ申立ヲ受
ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スベ
シ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願スルコトヲ得
北海道廳支廳長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十九條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、當選ニ關シテハ第三十九條第一項又ハ第四十一條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得
前項ノ處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村長ノ決定ハ無效トス
第三項ノ處分ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第三項ノ處分ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
第二項、第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第十六條、第四十條、第四十四條第一項若

附 錄

一一一

依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ノ處分ヲ請フベシ

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ノ裁決ニ付テハ北海道廳支廳長ニ於テ請ヒ町村會ノ議決ヲ請フベシ

前項ノ處分ニ不服アルトキハ町村長又ハ町村會ニ於テ仍會議ナ開クコトヲ得

第五十六條 但書ノ場合ニ於テ仍會議ナ開クコト能ハザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スベキ事件ヲ處置スルコトヲ得

第七十九條 町村會成立セザルトキ又ハ第町村會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願

五十六條 但書ノ場合ニ於テ仍會議ナ開クコト能ハザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スベキ事件ヲ處置スルコトヲ得

第五十七條 町村會成立セザルトキ又ハ町村會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願

又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スベシ

第八十條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セザルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願又ハ町村會ニ報告スベシ

第九十條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ北海道地方費支辨ノ給料又ハ旅費ニ在リテハ町村長ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ北海道廳長官又ハ町村長ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

關係者前項町村長ノ決定ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ前項北海道廳長官ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百條 使用料、手數料及特別稅ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ微收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ逋脱シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第一百一條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ北海道廳長官又ハ町村長ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ北海道廳長官又ハ町村長ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

ハ逋脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用

付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料ノ數料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用

付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ處分ニ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シテ之ヲ督促スベシ

處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ組合ノ管理者ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

ハ處分、決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ本令中別

二期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政訴訟ノ提起ハ處分、決定、裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケザル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スルコトヲ得

ベキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ申立ノ期限超過後ニ於テモ宥恕スルコトヲ得

由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スベシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ吏員ハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス

町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スベキ事件ヲ執行セザルトキハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得

ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ吏員ハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得

ノ裁決ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルト

前二項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 錄

一一六

シタル異議ノ申立及組合會ノ決定ハ無效トス

本條第一次監督官廳ノ處分又ハ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

組合會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル異議ノ決定訴願ノ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十一條 組合會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ニ關スル異議ハ組合會之ヲ決定ス

管理者ニ於テ組合會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ

本條組合會ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十二條 第六項ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 前二條ニ規定スル異議ノ決定

訴願ノ裁決及第二十條第三項ノ處分ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第三十九條 組合會ノ議決若ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ組合規約ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ第一次監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ前項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ指揮ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス前二項府縣知事ノ處分ニ不服アル組合會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得組合會ノ議決公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ

前項第一次監督官廳ノ處分ニ不服アル組合會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四十條 組合會成立セス又ハ第二十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ管理者ハ第一次監督官廳ニ具再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

前項第一次監督官廳ノ處分ニ不服アル組合會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

組合會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テ之ヲ組合會ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

組合會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

組合會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十一條 組合會ノ權限ニ屬スル事件ニ

組合費其ノ他組合ノ收入ノ滞納處分中差

押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第七十三條 本法ニ規定スル異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分ヲ爲シ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケタル者ハ告示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別二期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

本法ニ規定スル行政訴訟ハ處分ヲ爲シ又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケタル者ハ告示ノ日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ

本法ニ規定スル異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ理由ヲ付シ之ヲ申立人ニ交付ス

第七十六條 組合ニ於テ法律命令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命スル所ノ費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ第一次監督官廳ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ニ於テ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ第一次監督官廳ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負擔トス

本條ノ處分ニ不服アル組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

● 治安警察法

明治三十三年三月十日
法律第36号

本法ニ規定スル異議ノ申立ニ關スル期間ヘシ

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得

セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ得

本條ノ異議ハ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ出訴スルコトヲ得組合費其ノ他組合ノ收入ノ滞納處分ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

規定ハ砂礫業ニ關シテ之ヲ準用ス

●漁業法

明治四十三年四月二十一日
法律第五十八號

第五十五條 漁業ノ免許若ハ許可ノ出願又ハ期間更新ノ申請ニ對スル許否ニ不服アル者及第三條第二項、第二十二條、第二十四條、第二十五條若ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ訴願チ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(参考)第三條 公共ノ用ニ供スル水面ト連接シ一體ヲ成ス公共ノ用ニ供セサル水面ニハ本法ヲ適用ス

前項ノ水面ノ占有者又ハ其ノ敷地ノ所有者ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ漁業ニ關シ之カ利用ヲ制限シ又ハ廢止スルコトヲ得

第二十二條 漁業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ一年間其ノ漁業ニ從事スル者ナキトキ又ハ引續キ二年間休業シタルトキハ行政官廳ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 水產動植物ノ繁殖保護、船舶

ノ航行碇泊繫留、水底電線ノ敷設若ハ國防其ノ他ノ軍事上必要アルトキ又ハ公益上害アルトキハ主務大臣ハ免許シタル漁業ヲ制限シ、停止シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

漁業權者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ漁業ヲ制限シ又ハ停止スルコトヲ得

第二十五條 錯誤ニ依リ漁業ノ免許ヲ與ヘタルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得

第三十七條第二項 工作物ニシテ遡河魚類ノ通路ヲ害スルモノト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ所有者又ハ占有者ニ除害工事ヲ命スルコトヲ得

第五十六條 漁場ノ區域、漁業權若ハ入漁權ノ範圍又ハ漁業ノ方法ニ付漁業者ノ間ニ争アルトキハ關係者ヨリ行政官廳ニ之ニ關スル裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキ

ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

書庫

發行所

第一相互通社

千倉書房

電話京橋二一一八七八一
振替東京九七七八

著 者 美濃部達吉
發 行 人 千 倉
印 刷 人 君島
豐潔

東京市京橋區南傳馬町三ノ五

刷印社會式株刷印同共

昭和四年五月一日印 刷 行政裁判法
昭和四年五月五日發 行 定價二圓八十錢



P

SNY

2

